

2017年6月6日

四国電力株式会社取締役社長
佐伯 勇人 殿

原子力民間規制委員会・いかた
事務局長 堀内美鈴
〒790-8799 愛媛県松山市三番町 3-5-2
松山中央郵便局私書箱 125 号
電話 080-3161-3102

原子力民間規制委員会・東京
代表 菅井益郎
〒101-0061 東京都千代田区三崎町 2-6-2
ダイナミックビル 5F
TEL03-3238-9035
Eメール: mkiseii.t@gmail.com

原子力民間規制委員会の規制勧告に回答しない理由を問う

1. 原子力民間規制委員会(民間規制委)は、2016年1月18日、四国電力(四電)に対して、規制勧告【1~18】について回答するよう求めた。これに対し、四電は、同年8月19日、第2回ヒアリングにおいて、当方の求めに応じ、そのうち規制勧告【1】と【11】について口頭で回答した。
2. しかし、その内容は、規制勧告そのものについて回答せず、この規制勧告とはまったく関係しない事項についての四電の主張を並べただけだった。
3. そこで、民間規制委はこれを正すために第3回ヒアリング開催を求めたが、四電はこの開催には応じないと通告してきた。この四電の強硬な態度から、この回答拒否は、実は新規制基準に拘束されて「回答できない」からであることが明らかになった。
4. 原発の運転について、四電が民間規制委の規制勧告に「回答できない」ということは、四電の原発運転能力の欠如を示し、放置することはできない。

ここに、四電は、原発運転能力を示すため、第3回ヒアリング開催に応じ、規制勧告【1】と【11】について、7月6日までに、真摯に回答するよう要請する。

以下に、この規制勧告【1】と【11】に対する第2回ヒアリングでの四電の「回答」状況を記す。

四電は規制勧告【1】の2つの課題について、どちらにも回答せず、規制勧告に関係のない事項について5項目の主張をした。

また、四電は規制勧告【11】の4つの課題すべてに回答せず、規制勧告とは関係しない5項目の事項について主張した。

民間規制委の規制勧告【1】冷却材喪失事故での炉心損傷の防止

- (1) 事故の際、新規制基準に従い高圧原子炉の逃し弁を開放して減圧することを禁止し、
- (2) 冷却水の供給には、消防ポンプ等ではなく ECCS の使用を徹底する

四電は、(1)(2)どちらにも回答できなかった

そこで四電は、規制勧告にまったく関係の無いことを「回答」と称して並べた

- (3) 原子炉圧力は通常時・異常時を問わず、加圧器にて制御されている
- (4) 異常時は、原子炉の圧力の低下を事前に加圧器水位の低下にて検出でき、ECCS が自動起動し、原子炉に冷却水を注入するようになっている
- (5) 新規制基準では、従来より設置している ECCS が使用できない場合を想定し、新たに、原子炉に冷却水を注入する常設電動注入ポンプ、可搬型ディーゼル注入ポンプを設置している
- (6) また、原子炉の圧力が急に下がり続けないう、原子炉の冷却の状況は、圧力と温度とを監視するサブクール度計で確認・管理することができる
- (7) なお、原子炉の冷却は、蒸気発生器による二次系からの除熱により可能である

四電の上記主張に対する反論

- (3) 加圧器は、温度を制御することで、原子炉の圧力を制御し、原子炉の水状態を管理する重要な装置である。そのためには、加圧器の中には、水と蒸気が共存していなければならない。したがって、水だけだったり、蒸気だけだったりする時は、加圧器による原子炉の制御はできない
- (4) つまり、異常時には加圧器は原子炉の制御には役に立たないのであって、原子炉の冷却には、ECCS(非常用炉心冷却系)の出動が必要となる
- (5) ところが、この重要な ECCS が使用できない場合があるとして、新規制基準が定められた。これは ECCS よりも高度の施設ではなく、10 気圧程度の揚水力しかない消防ポンプ等を使うという

新規制基準によって消防ポンプを使用するには、原子炉の圧力を 10 気圧以下にしなければならない。そこで、逃し弁を開くというのだが、開いたところで高圧の原子炉をこの 10 気圧にまで減圧するのに時間がかかり、その間に核燃料は崩壊する。

TMI の場合、逃し弁の開固着からわずか 20 分で燃料の空焚きが始まった

- (6) 新規制基準についての議論は、四電の利益にならない。そこで、四電は、サブクール度計など特殊な話題に変えた
- (7) さらに、「なお書き」を追加したが、逃し弁開放により減圧すると、一次冷却水は気水混合状態となり、ポンプは振動して使用できなくなって、蒸気発生器による冷却は不能となる

(結論)

冷却材喪失事故の対策としては、ECCS の改良または新設しかないことを、四電は知るべきである。規制委による新規制基準に従ってはならない。

規制勧告【11】逆 U 字管などの配管に溜まる水素などの対策

- (1) 冷却水に水素など気体が溶けていると一次冷却材ポンプは振動して使用不能となる
- (2) また逆 U 字細管に気体が溜まると自然循環も止まる
- (3) 原子炉を冷却するため、逆 U 字細管など配管から水素などを排出する対策を作成せよ
- (4) なお、川内原発民間規制委・かごしまによる第 1 回規制勧告に対して、九電は有効な水素排出策を回答できていない。同様に貴社においても有効な排出策を提出できないのであれば、WH 型原発の使用と製造・販売を全面的に禁止することになる

(1)(2)(3)(4) いずれにも回答なし

四電は、民間規制勧告に回答できなかった

- (1) 水素が一次冷却水に溶けていると、一次冷却材ポンプが使えなくなる。これに、四電は答えることができない
- (2) 蒸気発生器の逆 U 字管に水素が溜まると、自然循環も止まる問題に回答できない
- (3) 事故発生時に逆 U 字管から水素を取り除く方法は存在しない
- (4) 逆 U 字管に水素が溜まる問題について、四電も九電と同様に答えられなかった。WH 型加圧水原発は欠陥原発であり、運転と製造を禁止する必要がある

以下、四電による「回答」と称する無関係な主張

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(5) 福島事故と同様に、地震による外部電源喪失に加えて、津波による全交流動力電源喪失が発生する厳しい設定をした場合には、一次冷却材ポンプが停止するが、主蒸気逃し弁の開放およびタービン動補助給水ポンプの起動により、蒸気発生器を介して一次系を減温、減圧し、安定停止状態に移行できる(6) さらに、一次冷却材ポンプのシール部の損傷による冷却材喪失を想定した場合でも、上記手段に加えて、充填ポンプ(自己冷却式)による炉心注水を行うことにより、炉心損傷に至ることなく冷却できる |
|---|

規制勧告にまったく関係のない四電の「主張」

- (5) 電源喪失問題は、水素が配管に溜まる問題とはまったく関係がなく、「回答」とはほど遠い内容である
- (6) シールから一次冷却水が漏れる問題も、水素問題とはまったく関係がない。このような無関係な回答を繰り返して、大会社として四電は恥ずかしくないのか

(結論)

四電は、第 2 回ヒアリングで民間規制委の勧告に回答できず、「次回答える」と発言しておきながら、第 3 回ヒアリングの申し入れを拒否した。

電力会社には、原発の安全性について住民に説明する義務がある。四電が、この説明義務そのものも拒否するのであれば、原発という超危険物の使用は許されない。

以上